

# 競輪開催時における選手コメントのあり方について

令和4年（2022年）年5月31日

広報戦略委員会

## 目 次

はじめに

### 1 制定の趣旨

### 2 競輪選手における取材の対応

### 3 選手がコメントする際の留意事項

- (1) お客様に、身体、健康状況を疑われないよう留意する
- (2) お客様に、勝利を得る意思、敢闘精神の欠如が疑われないよう留意する
- (3) お客様に、開催の公正安全性を疑われないようコメントに留意する
- (4) お客様に、レースに関して談合・不正行為の疑念を抱かせないよう留意する

### 4 その他（SNS等での情報発信に関する留意事項）

## はじめに

現在、日本国内において、賭博は刑法によって犯罪とされ、国内での実施は禁止されている。

しかし、競輪をはじめとする公営競技に関しては、公益に資することを前提として、競技ごとに制定された特別法（競輪は自転車競技法）の下で違法性が阻却され、特別に実施することが認められている。

こうしたことから、開催施行者、選手、競輪関係団体職員等競輪運営に携わる全ての競輪関係者は、競輪を開催するうえで「公正安全な競技運営」が最も重要で優先すべき事項であることを認識しなければならない。

### 1 制定の趣旨

選手が発信するコメントは、様々な媒体を通じてお客様に伝達され、お客様が車券予想するうえで欠かすことのできない情報となっている。

一方で、公正安全の観点から、誤った情報が発信され、競輪競技そのものの信頼を揺るがすことのないよう競輪関係者は細心の注意を払わなければならない。

現状、選手のコメントに関しては、競輪関係団体で構成する「顧客満足度向上委員会」で平成23年9月に制定された「選手がコメントする際の留意事項」に則って実施されている。

しかし、同制定から10年が経過し、コメントする選手、そのコメントをお客様に発信する報道関係者、更にはそれらを管理すべき立場である競輪関係団体職員において、これらコメントに関する公正安全の意識が薄れてきていることが懸念されている。

また、一部の報道等においては、お客様へ競輪に対する不信感を与えかねないような内容の記事が散見されるところでもある。

加えて、取材方法や情報発信手段に関しても制定当時と比較して多様化しており、これら時代の変化にも対応していく必要がある。

こうしたことから、競輪開催に携わる関係者全体に対する「公正安全確保」の再認識を目的に、上記「選手がコメントする際の留意事項」を「競輪開催時における選手コメントのあり方について」に置き換え、再制定することとする。

## 2 競輪選手における取材の対応

前述のとおり、競輪運営の大前提は公正安全であることであり、競輪選手が発するコメントに関しても、常にこの公正安全が求められている。

繰り返しとなるが、選手のコメントは、お客様がレース展開を推理して車券を購入するにあたって大切な要素であり、必要不可欠なものとなっている。

このため、選手は、お客様に情報発信を行う各報道関係者に対して真摯な姿勢で取材に対応するとともに、不適切なコメントが報道されることがないようにコメントする選手側においても、各種留意事項を十分に認識する必要がある。

ただし、いかに選手が適正なコメントを行った場合であっても、それを発信する報道関係者の公正安全に対する意識や理解が希薄な状況では、お客様に対して誤ったメッセージを発信する恐れがある。

こうしたことから、広報戦略委員会においては、競輪選手を取材する取材者に対しても、公正安全の意識を再認識するよう改めて強く求めることとする。

本文書においては、選手のコメントのあり方をまとめたものではあるが、広報戦略委員会として、取材をする側・される側の双方が同様の意識を持って臨むことが必要と考え、報道関係者への対応について、ここで申し添えた。

## 3 選手がコメントする際の留意事項

### (1) お客様に、身体、健康状況を疑われないよう留意する

#### ア 主旨

確定検査合格後に、身体状況について競走に堪えられない状況にあるようなコメントをすべきではない。

選手管理への申告とマスコミへのコメントに、齟齬がないようにすべきである。

#### イ 解説

例えば落車後や病欠後の参加の場合などで、選手管理受付や身体状況申告書で出走可能な申告をし、検査の結果、合格の判断を受けておきながら、マスコミへのコメントでは、実際は出走に重大な支障があるようなコメントをしないように心がけるべきである。ただし、落車の状況等をコメントすることを否定するものではない。

また、参加後も出走可能な申告をし、検査の結果、翌日出走を確定した

場合は、同様の対応をすべきである。

**(2) お客様に、勝利を得る意思、敢闘精神の欠如が疑われないよう留意する**

**ア 主旨**

賭けとして成立するためには、選手全員が勝利を目指していることが根幹になければならない。

その根幹を疑われるようなコメントはすべきではない。

**イ 解説**

そもそも競輪競走は、出走選手全員が勝利を目指していることを前提に、お客様が推理をして車券を購入して頂いている。

従って、自身が勝利を目指すことを放棄して、他の選手の犠牲になることや、アシストをするようなコメントはしないように心がけるべきである。

また、競走終了後においても、結果、自身が勝利を目指すことを放棄して、犠牲やアシストしたかのようなコメントはしないように心がけるべきである。

**(3) -1 お客様に、開催の公正安全性を疑われないようコメントに留意する①**

**ア 主旨**

判定についての意見は、業界内部で議論すべきものであり、個人の主観によるコメントはすべきではない。

**イ 解説**

失格及び非失格の判定については、当該選手はもちろん他の選手も意見を持つ場合があるが、内部で留めるように努め、お客様に発信すべきではない。

**(3) -2 お客様に、開催の公正安全性を疑われないようコメントに留意する②**

**ア 主旨**

競走の実施可否について、疑われるようなコメントはすべきではない。

**イ 解説**

悪天候の開催などで、走路上の安全性に疑問を抱かせ、開催実施した判断を疑わせるようなコメントはすべきではない。

(4) お客様に、レースに関して談合・不正行為の疑念を抱かせないようにコメントに留意する

ア 主旨

レースに関して、お客様に談合・不正行為の疑念を抱かせるような競走及びコメントはすべきではない。

特に、ライン形成は選手個々が自ら勝利を得る意思をもって、個々の脚質に応じ全力を発揮する方法であるものの、この特性を十分に理解していない新規顧客には、談合・不正行為と誤って認識される恐れがあることから、コメントに際しては常に留意すべきである。

イ 解説

前述(2)とリンクする内容であるが、競輪競走独特のライン形成は、既存のお客様に十分浸透しているものの、新規のお客様には難解な部分でもある。

それだけに尚更、先に勝者を決めているかのような談合・不正行為の疑念を抱かせるコメントはしないように心がけるべきである。

4 その他（SNS等での情報発信に関する留意事項）

SNS等で自らの意見等を発信することは、現在、スポーツ選手にとって常識的になっており、競輪のPRや選手とお客様とをつなぐ重要なツールであると認識している。

一方で、SNS等は選手の意見等をダイレクトに伝えてしまうことで、受け手に誤解を与えたり、利用法を誤ることで「炎上」騒動を招く危険性もある。

なお、お客様からは公営競技として不適切な記述があるといった意見も寄せられているところである。

以上のことから、公営競技という性質上、公正安全な競技運営が大前提となるため、SNS等における情報発信においても、「選手がコメントする際の留意事項」を順守する必要がある。